

令和2年2月14日

## まちづくり委員会資料

### 令和2年第1回定例会提出予定議案の説明

#### 議案第7号

#### 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- |        |  |
|--------|--|
| 資料 1   | 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要                                  |
| 資料 2   | 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表                                 |
| 参考資料 1 | 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 新旧対照表                              |
| 参考資料 2 | 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準 新旧対照表 |

まちづくり局

## 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要

### 1 改正の概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、「建築物省エネ法」という。）の一部改正（令和元年5月17日公布、同年11月16日施行）及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正等に伴い、川崎市手数料条例（以下、「手数料条例」という。）の改正を行う。

### 2 建築物省エネ法の目的

建築物省エネ法は、社会経済情勢の変化に伴い、建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、一定規模以上の建築物の省エネ基準への適合性を確保するための措置と、建築物エネルギー消費性能向上計画認定の措置により建築物の省エネ性能の向上を図ることを目的としている。

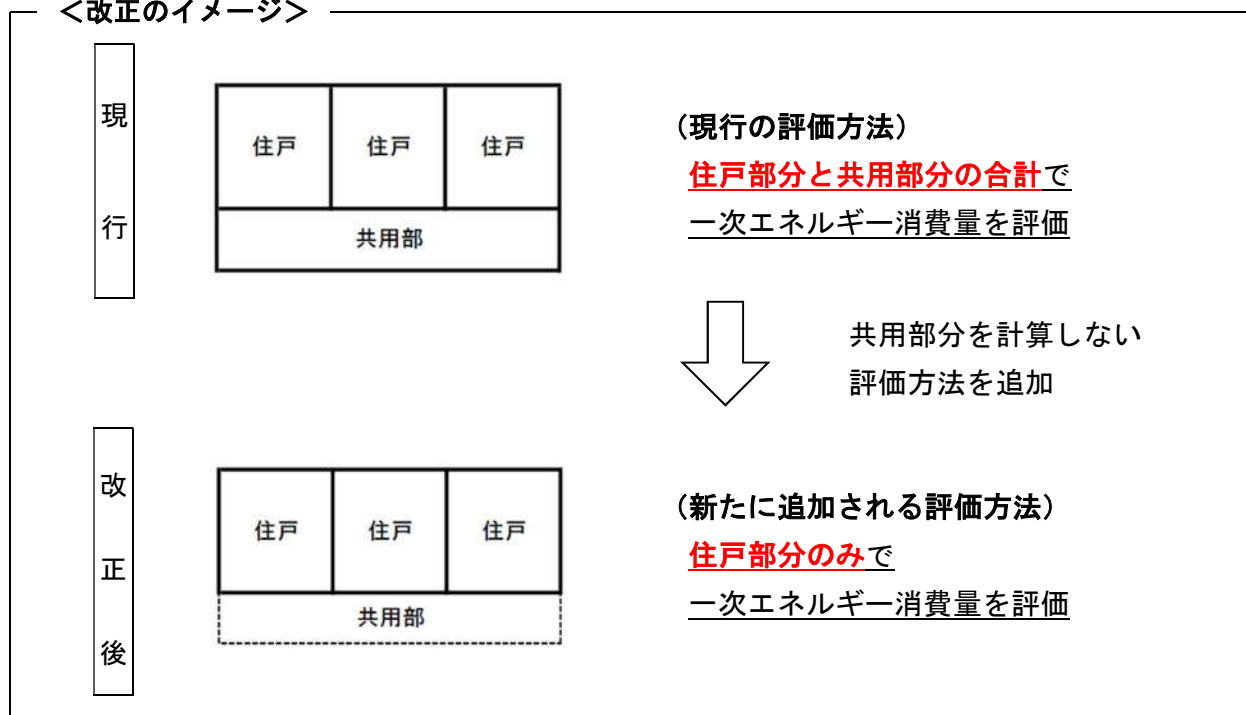
### 3 建築物省エネ法及び手数料条例の改正内容

#### (1) 簡易な評価方法の追加

##### ①建築物省エネ法の改正内容

共同住宅における一次エネルギー消費基準については、これまで住戸部分と共用部分の空調、給湯、照明等の各種設備のエネルギー消費量を合計した一次エネルギー消費量を評価していた。ただし、共用部分において当該基準を満たしていないケースは少なく、また、共用部分の省エネ性能により住棟全体として当該基準に不適合となるケースについても少ないことから、一次エネルギー消費基準の評価にあたり、共用部分の評価しなくてもよいこととされ、住戸部分の一次エネルギー消費量のみで評価できる評価方法が追加された。これにより、認定に要する審査時間が短縮されることとなった。

#### <改正のイメージ>

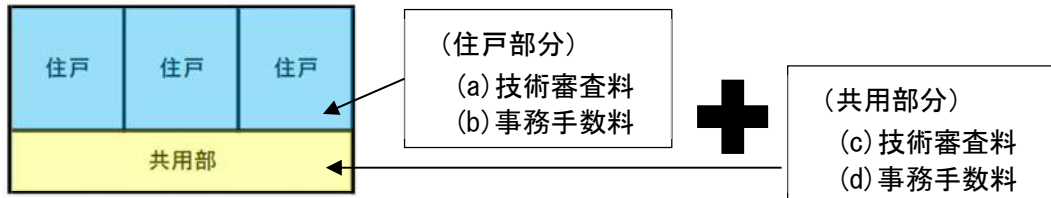


②手数料条例の改正内容

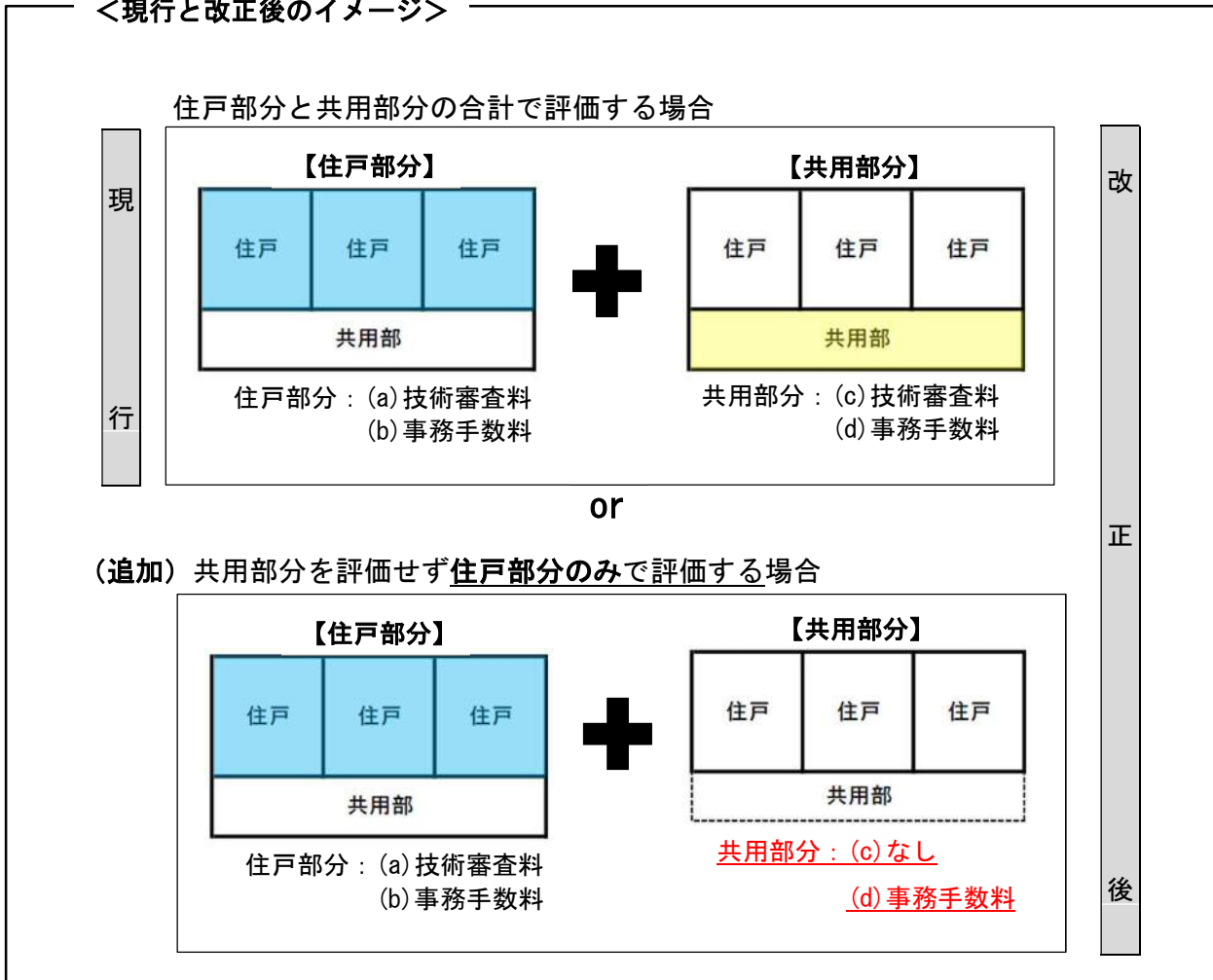
本市における認定申請手数料の設定については、建築物の各部分に応じて、それぞれ技術審査に係る手数料及び認定事務に係る手数料を算定し、それらを合計した額としている。

今回の建築物省エネ法の改正により、住戸部分のみで評価を行い、共用部分を評価しない簡易な評価方法が追加されたことに伴い、当該評価方法を用いた場合の申請手数料については、共用部分に係る手数料を事務手数料のみとする改正を行う。

<手数料算定のイメージ>



<現行と改正後のイメージ>

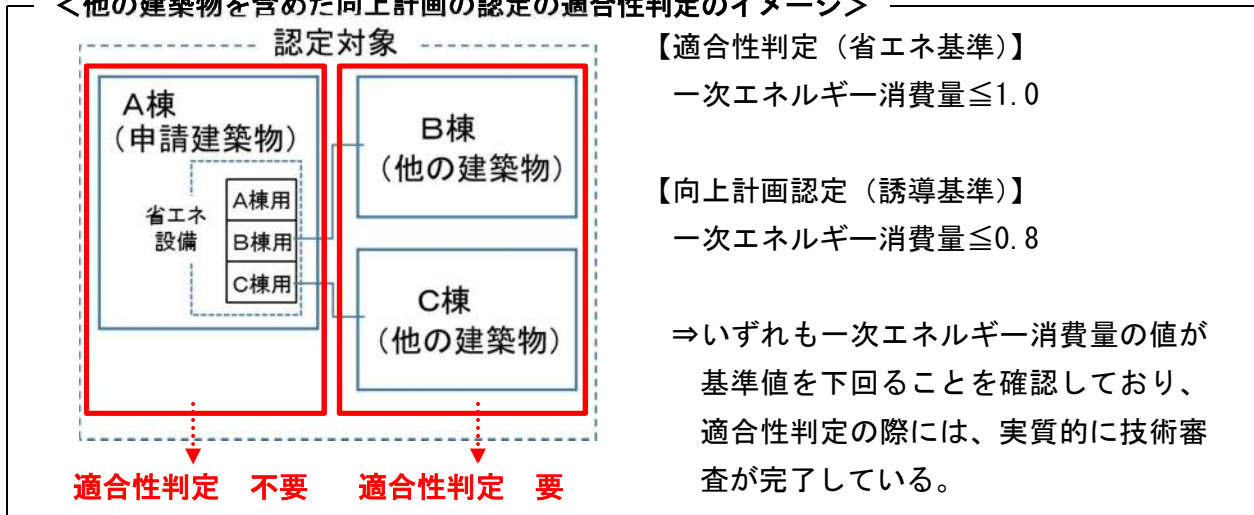


(2) 向上計画の認定を受けた建築物における適合性判定の取扱い

①建築物エネルギー消費性能適合性判定における技術審査の合理化

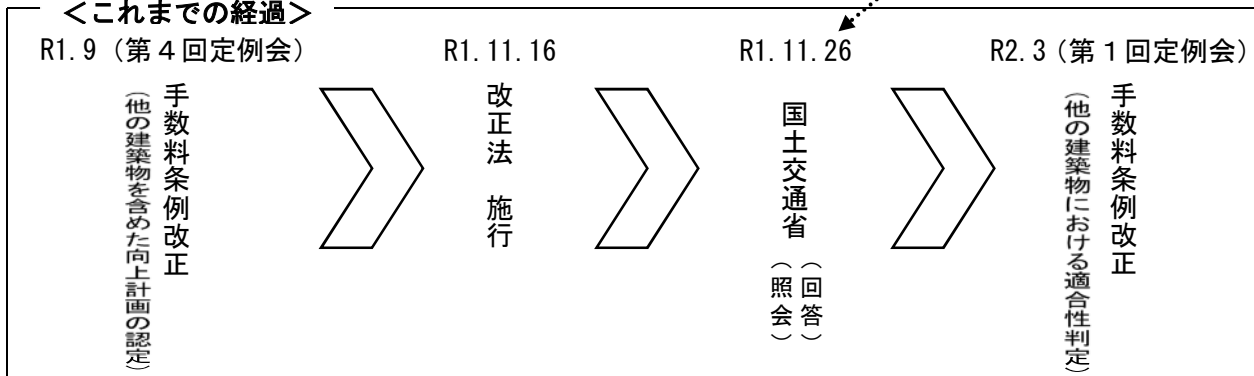
現在、2,000㎡以上の非住宅の建築物は、新築時等に建築物の省エネ基準への適合が義務付けられており、確認済証の交付までに当該基準に適合していることの所管行政庁等による判定（建築物エネルギー消費性能適合性判定、以下「適合性判定」という。）を受ける必要がある。また、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた申請建築物においては、誘導基準に適合していることから、適合性判定の取扱いについては、適合性判定通知書の交付を受けたものとみなすことができるとされている。

＜他の建築物を含めた向上計画の認定の適合性判定のイメージ＞



建築物エネルギー消費性能向上計画の認定については、法改正により他の建築物を含めて認定を受けることができるとされたが、当該認定を受けた場合の他の建築物については、各々適合性判定を要することとなる。この場合、当該認定の審査のなかで、省エネ基準より一層配慮した基準（誘導基準）に適合していることを確認していることから、適合性判定の申請において認定通知書を活用することで技術審査の合理化を図る考え方が国土交通省より示された。

＜これまでの経過＞



②手数料条例の改正内容

国土交通省より技術審査の合理化を図る考え方が示されたことに伴い、適合性判定の申請手数料について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定通知書を活用した場合の申請手数料を事務手数料のみとする改正を行う。

4 施行期日

公布の日から施行する。

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(189) 略</p> <p>(190) 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査 1件につき 6,400円</p> <p>(191)～(196) 略</p> <p>(197) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査（当該完了検査の対象に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画又は当該計画の変更に係る建築物（以下この号において「判定建築物」という。）が含まれる場合に限る。）</p> <p>ア 新築に係る完了検査 1件につき 前2号に規定する額に次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額を加えた額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円</p> <p>イ 増築又は改築に係る完了検査 1件につき 前2号に規定する額に次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額を加えた額</p> <p>(ア) 増築又は改築に係る部分についてのみ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。第268号、第270号及び第274号において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イ又はロに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>b 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>c 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円</p> <p>d 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>e 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>f 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の場合 1件につき アに規定する額</p> <p>非住宅部分の床面積の合計は、工場その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類する判定建築物の部分で市長が認めるものに係る床面積を除いて算定する。</p> <p>(198)～(263) 略</p> <p>(264) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（第266号、第270号、第272号及び第274号において</p>	<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(189) 略</p> <p>(190) 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査 1件につき 6,400円</p> <p>(1)～(196) 略</p> <p>(197) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査（当該完了検査の対象に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画又は当該計画の変更に係る建築物（以下この号において「判定建築物」という。）が含まれる場合に限る。）</p> <p>ア 新築に係る完了検査 1件につき 前2号に規定する額に次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額を加えた額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円</p> <p>イ 増築又は改築に係る完了検査 1件につき 前2号に規定する額に次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額を加えた額</p> <p>(ア) 増築又は改築に係る部分についてのみ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号、第268号及び第270号において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イ又はロに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>b 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>c 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円</p> <p>d 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>e 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>f 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の場合 1件につき アに規定する額</p> <p>非住宅部分の床面積の合計は、工場その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類する判定建築物の部分で市長が認めるものに係る床面積を除いて算定する。</p> <p>(198)～(263) 略</p> <p>(264) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（第266号、第270号、第272号及び第274号において</p>

改正後	改正前
<p>「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号、第266号、第270号、第272号及び第274号において同じ。) 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分(人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分という。以下この号において同じ。) 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分(人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分という。以下この号において同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分(住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分という。以下この号において同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。第266号、第270号及び第272号において「特定設計住宅性能評価書」という。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 8,800円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の<u>部分</u>の区分に応じ次に規定する額</p> <p><u>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>(a)</u> 1戸 8,800円</p> <p><u>(b)</u> 2戸以上5戸以下 23,000円</p> <p><u>(c)</u> 6戸以上10戸以下 30,000円</p> <p><u>(d)</u> 11戸以上25戸以下 43,000円</p>	<p>「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号、第266号、第270号、第272号及び第274号において同じ。) 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分(人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分という。以下この号において同じ。) 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分(人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分という。以下この号において同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分(住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分という。以下この号において同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。第266号、第270号及び第272号において「特定設計住宅性能評価書」という。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 8,800円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の<u>住宅部分</u> 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の<u>住宅部分の住戸の総数</u>の区分に応じ次に規定する額</p> <p><u>a</u> 1戸 8,800円</p> <p><u>b</u> 2戸以上5戸以下 23,000円</p> <p><u>c</u> 6戸以上10戸以下 30,000円</p> <p><u>d</u> 11戸以上25戸以下 43,000円</p>



改正後	改正前
<p>(e) 26戸以上50戸以下 64,000円  (f) 51戸以上100戸以下 100,000円  (g) 101戸以上200戸以下 150,000円  (h) 201戸以上300戸以下 190,000円  (i) 301戸以上 200,000円</p>	<p>e 26戸以上50戸以下 64,000円  f 51戸以上100戸以下 100,000円  g 101戸以上200戸以下 150,000円  h 201戸以上300戸以下 190,000円  i 301戸以上 200,000円</p>
<p>b 共用部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>(新設)</p>
<p>(a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）で定める方法により共用部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p>	
<p>i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</p>	
<p>ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</p>	
<p>iii 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</p>	
<p>iv 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円</p>	
<p>v 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</p>	
<p>vi 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</p>	
<p>(b) (a)以外の場合 ア(イ) bに掲げる建築物の区分に応じア(イ) bに規定する額</p>	
<p>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>(新設)</p>
<p>(a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準で定める基準が適用される場合又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該基準と同等以上の基準であるとして市長が認めるものが適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p>	
<p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 240,000円</p>	
<p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 380,000円</p>	
<p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 550,000円</p>	
<p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 670,000円</p>	
<p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 790,000円</p>	
<p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 900,000円</p>	
<p>(b) (a)以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p>	
<p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 97,000円</p>	
<p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 160,000円</p>	
<p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 260,000円</p>	
<p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 330,000円</p>	
<p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 390,000円</p>	
<p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 470,000円</p>	
<p>ウ ア又はイ以外の場合</p>	<p>ウ ア又はイ以外の場合</p>
<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p>
<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</p>	<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</p>
<p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p>	<p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p>
<p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p>

改正後	改正前
<p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 <u>イ(イ) bに掲げる場合の区分に応じイ(イ) bに規定する額</u></p> <p>c 非住宅部分 <u>イ(イ) cに掲げる場合の区分に応じイ(イ) cに規定する額</u></p>	<p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p><u>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</u></p> <p><u>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</u></p> <p><u>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</u></p> <p><u>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円</u></p> <p><u>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</u></p> <p><u>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</u></p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p><u>(a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）で定める基準が適用される場合又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該基準と同等以上の基準であるとして市長が認めるものが適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 240,000円</u></p> <p><u>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 380,000円</u></p> <p><u>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 550,000円</u></p> <p><u>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 670,000円</u></p> <p><u>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 790,000円</u></p> <p><u>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 900,000円</u></p> <p><u>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 97,000円</u></p> <p><u>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 160,000円</u></p> <p><u>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 260,000円</u></p> <p><u>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 330,000円</u></p> <p><u>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 390,000円</u></p> <p><u>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 470,000円</u></p>
<p>(265) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額（確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。第</p>	<p>(265) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額（確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。第</p>



改正後	改正前
<p>267号において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額</p> <p>(266) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係る建築物の部分について第264号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号ア(イ)の規定により算定した額</p> <p>イ 変更認定申請に係る建築物及び建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,400円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の<b>部分</b>について第264号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された<b>部分</b>について第264号イ(イ)の規定により算定した額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第264号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号ウ(イ)の規定により算定した額</p> <p>(267) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第55条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額又は第199号に規定する額を加えた額</p> <p>(268) 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>ア 新築の場合</p> <p>(ア) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 <b>(イ)に掲げる場合を除く。)</b> 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円</p> <p>f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</p> <p><b>(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)第25条第2項に規定する通知書が添付されている場合 1件につき次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</b></p>	<p>267号において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額</p> <p>(266) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係る建築物の部分について第264号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号ア(イ)の規定により算定した額</p> <p>イ 変更認定申請に係る建築物及び建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,400円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の<b>住宅部分</b> 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の<b>住宅部分</b>について第264号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された<b>住宅部分</b>について第264号イ(イ)の規定により算定した額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第264号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号ウ(イ)の規定により算定した額</p> <p>(267) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第55条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額又は第199号に規定する額を加えた額</p> <p>(268) 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>ア 新築の場合</p> <p>(ア) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円</p> <p>f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</p> <p><b>(新設)</b></p>

改正後	改正前
<p><u>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</u></p> <p><u>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</u></p> <p><u>c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</u></p> <p><u>d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</u></p> <p><u>e 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</u></p> <p><u>f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</u></p>	
<p>(ウ) (ア)又は(イ)以外の場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円</p>	<p>(イ) (ア)以外の場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円</p>
<p>イ 増築又は改築の場合</p>	<p>イ 増築又は改築の場合</p>
<p>(ア) 増築又は改築に係る部分についてのみ基準省令第1条第1項第1号イ又はロに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合</p> <p>a 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 <u>(b)に掲げる場合を除く。</u> 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</p> <p>(b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>(c) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円</p> <p>(d) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円</p> <p>(e) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円</p> <p>(f) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</p>	<p>(ア) 増築又は改築に係る部分についてのみ基準省令第1条第1項第1号イ又はロに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合</p> <p>a 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</p> <p>(b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>(c) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円</p> <p>(d) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円</p> <p>(e) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円</p> <p>(f) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</p>
<p><u>b 建築物省エネ法施行規則第25条第2項に規定する通知書が添付されている場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(a) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</u></p> <p><u>(b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</u></p> <p><u>(c) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</u></p> <p><u>(d) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</u></p> <p><u>(e) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</u></p> <p><u>(f) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</u></p>	
<p>c a 又は b 以外の場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円</p>	<p>b a 以外の場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円</p>

改正後	改正前
<p>(b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円</p> <p>(c) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円</p> <p>(d) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円</p> <p>(e) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>(f) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の場合 1件につき アに規定する額 非住宅部分の床面積の合計の算定については、第197号の非住宅部分の床面積の算定方法を準用する。</p> <p>(269) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号において「判定済計画」という。）に係る建築物の部分について前号に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 判定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について前号に規定する額</p> <p>(270) 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号及び第274号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分を用いる。以下この号及び第274号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分を用いる。以下この号及び第274号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方</p>	<p>(b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円</p> <p>(c) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円</p> <p>(d) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円</p> <p>(e) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>(f) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の場合 1件につき アに規定する額 非住宅部分の床面積の合計の算定については、第197号の非住宅部分の床面積の算定方法を準用する。</p> <p>(269) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号において「判定済計画」という。）に係る建築物の部分について前号に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 判定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について前号に規定する額</p> <p>(270) 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号、<u>第272号</u>及び第274号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分を用いる。以下この号及び第274号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分を用いる。以下この号及び第274号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方</p>

改正後	改正前
<p>メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p>	<p>メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p>
<p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>	<p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>
<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額</p>
<p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき <u>次に掲げる</u>当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の<u>部分</u>の区分に応じ<u>次</u>に規定する額</p>	<p>(イ) (ア)以外の建築物の<u>住宅部分</u> 1件につき 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の<u>住宅部分の住戸の総数</u>の区分に応じ<u>ア(イ)a</u>に規定する額</p>
<p><u>a 住宅部分 ア(イ)aに掲げる住戸の総数の区分に応じア(イ)aに規定する額</u></p>	
<p><u>b 共用部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(a) 基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u></p>	
<p><u>i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</u></p>	
<p><u>ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</u></p>	
<p><u>iii 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</u></p>	
<p><u>iv 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円</u></p>	
<p><u>v 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</u></p>	
<p><u>vi 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</u></p>	
<p><u>(b) (a)以外の場合 ア(イ)bに掲げる建築物の区分に応じア(イ)bに規定する額</u></p>	
<p><u>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(a) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u></p>	
<p><u>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</u></p>	
<p><u>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円</u></p>	
<p><u>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円</u></p>	
<p><u>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円</u></p>	
<p><u>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円</u></p>	
<p><u>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</u></p>	
<p><u>(b) (a)以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u></p>	
<p><u>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円</u></p>	
<p><u>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円</u></p>	
<p><u>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円</u></p>	
<p><u>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円</u></p>	
<p><u>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円</u></p>	



改正後	改正前
<p><u>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円</u></p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 <u>イ(イ) bに掲げる場合の区分に応じイ(イ) bに規定する額</u></p> <p>c 非住宅部分 <u>イ(イ) cに掲げる場合の区分に応じイ(イ) cに規定する額</u></p>	<p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 <u>次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</u></p> <p><u>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</u></p> <p><u>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</u></p> <p><u>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円</u></p> <p><u>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</u></p> <p><u>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</u></p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p><u>(a) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</u></p> <p><u>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円</u></p> <p><u>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円</u></p> <p><u>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円</u></p> <p><u>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円</u></p> <p><u>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</u></p> <p><u>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円</u></p> <p><u>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円</u></p> <p><u>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円</u></p> <p><u>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円</u></p> <p><u>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円</u></p> <p><u>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円</u></p>

改正後	改正前
<p>一の建築物ごとに1件とする。</p> <p>(271) 建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。第273号において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額</p> <p>(272) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 建築物省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係るもの 2,450円</p> <p>b 認定済計画に新たに追加されたもの 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号ア(イ)の規定により算定した額</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じア(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の<b>部分</b>について第270号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された<b>部分</b>又は認定済計画に新たに追加された建築物の<b>部分</b>について第270号イ(イ)の規定により算定した額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 認定済計画に係るもの 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ第270号ウ(ア)に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に新たに追加されたもの 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ第270号ウ(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定により算定した額</p> <p>一の建築物ごとに1件とする。</p> <p>(273) 建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額又は第199号に規定する額を加えた額</p> <p>(274) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合している旨の認定の申請(以</p>	<p>一の建築物ごとに1件とする。</p> <p>(271) 建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。第273号において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額</p> <p>(272) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 建築物省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係るもの 2,450円</p> <p>b 認定済計画に新たに追加されたもの 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号ア(イ)の規定により算定した額</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じア(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の<b>住宅部分</b> 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の<b>住宅部分</b>について第270号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された<b>住宅部分</b>又は認定済計画に新たに追加された建築物の<b>住宅部分</b>について第270号イ(イ)の規定により算定した額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 認定済計画に係るもの 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ第270号ウ(ア)に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に新たに追加されたもの 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ第270号ウ(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定により算定した額</p> <p>一の建築物ごとに1件とする。</p> <p>(273) 建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額又は第199号に規定する額を加えた額</p> <p>(274) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合している旨の認定の申請(以</p>



改正後	改正前
<p>下この号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る建築物(以下この号において「申請建築物」という。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類、<u>建築物省エネ法施行規則</u>第25条第2項に規定する通知書、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書その他市長が別に定める書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 当該申請建築物の区分に応じ第270号アに規定する額</p> <p>イ 申請建築物に係る住宅品質確保法第6条第2項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 当該申請建築物の区分に応じ第270号イに規定する額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a <u>基準省令第1条第1項第2号ロ(1)</u>に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 第270号ウ(ア)に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ同号ウ(ア)に規定する額</p> <p>b a以外の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該申請建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) <u>基準省令第1条第1項第2号ロ(1)</u>に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 第270号ウ(イ) aに掲げる住戸の総数の区分に応じ同号ウ(イ) aに規定する額</p> <p>(b) (a)以外の場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 1戸 17,000円</p> <p>ii 2戸以上5戸以下 33,000円</p> <p>iii 6戸以上10戸以下 48,000円</p> <p>iv 11戸以上25戸以下 71,000円</p> <p>v 26戸以上50戸以下 110,000円</p> <p>vi 51戸以上100戸以下 160,000円</p> <p>vii 101戸以上200戸以下 230,000円</p> <p>viii 201戸以上300戸以下 290,000円</p> <p>ix 301戸以上 340,000円</p> <p>b 共用部分 第270号ウ(イ) bに規定する額</p> <p>c 非住宅部分 第270号ウ(イ) cに規定する額</p> <p>(275) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更<sup>1</sup>に該当していることを証する建築物省エネ法施行規則第11条の規定に基づく書面の交付の申請に対する審査 1件につき 第268号に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>下この号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る建築物(以下この号において「申請建築物」という。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)</u>第25条第2項に規定する通知書、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書その他市長が別に定める書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 当該申請建築物の区分に応じ第270号アに規定する額</p> <p>イ 申請建築物に係る住宅品質確保法第6条第2項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 当該申請建築物の区分に応じ第270号イに規定する額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号ロ(1)</u>に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量(以下この号において「設計一次エネルギー消費量」という。)が計算されている場合 第270号ウ(ア)に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ同号ウ(ア)に規定する額</p> <p>b a以外の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該申請建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) <u>設計一次エネルギー消費量</u>が計算されている場合 第270号ウ(イ) aに掲げる住戸の総数の区分に応じ同号ウ(イ) aに規定する額</p> <p>(b) (a)以外の場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 1戸 17,000円</p> <p>ii 2戸以上5戸以下 33,000円</p> <p>iii 6戸以上10戸以下 48,000円</p> <p>iv 11戸以上25戸以下 71,000円</p> <p>v 26戸以上50戸以下 110,000円</p> <p>vi 51戸以上100戸以下 160,000円</p> <p>vii 101戸以上200戸以下 230,000円</p> <p>viii 201戸以上300戸以下 290,000円</p> <p>ix 301戸以上 340,000円</p> <p>b 共用部分 第270号ウ(イ) b <u>に掲げる建築物の区分に応じ同号ウ(イ) b</u>に規定する額</p> <p>c 非住宅部分 第270号ウ(イ) c <u>に掲げる場合の区分に応じ同号ウ(イ) c</u>に規定する額</p> <p>(275) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更<sup>1</sup>に該当していることを証する建築物省エネ法施行規則第11条の規定に基づく書面の交付の申請に対する審査 1件につき 第268号に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p>

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 新旧対照表 (一部抜粋)

新	旧
<p>(住宅部分の設計一次エネルギー消費量)</p>	<p>(住宅部分の設計一次エネルギー消費量)</p>
<p>第四条 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)並びに第三項各号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。</p>	<p>第四条 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び第三項の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。</p>
$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$	$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$
<p>この式において、<math>E_T</math>、<math>E_H</math>、<math>E_C</math>、<math>E_V</math>、<math>E_L</math>、<math>E_W</math>、<math>E_S</math>及び<math>E_M</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p>	<p>この式において、<math>E_T</math>、<math>E_H</math>、<math>E_C</math>、<math>E_V</math>、<math>E_L</math>、<math>E_W</math>、<math>E_S</math>及び<math>E_M</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p>
<p><math>E_T</math> 設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)</p>	<p><math>E_T</math> 設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)</p>
<p><math>E_H</math> 暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)</p>	<p><math>E_H</math> 暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)</p>
<p><math>E_C</math> 冷房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)</p>	<p><math>E_C</math> 冷房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)</p>
<p><math>E_V</math> 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)</p>	<p><math>E_V</math> 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)</p>
<p><math>E_L</math> 照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)</p>	<p><math>E_L</math> 照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)</p>
<p><math>E_W</math> 給湯設備(排熱利用設備を含む。次項において同じ。)の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)</p>	<p><math>E_W</math> 給湯設備(排熱利用設備を含む。次項において同じ。)の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)</p>
<p><math>E_S</math> エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 一年につきメガジュール)</p>	<p><math>E_S</math> エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 一年につきメガジュール)</p>
<p><math>E_M</math> その他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)</p>	<p><math>E_M</math> その他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)</p>
<p>2 前項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量、冷房設備の設計一次エネルギー消費量、機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。</p>	<p>2 前項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量、冷房設備の設計一次エネルギー消費量、機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。</p>
<p>3 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。)及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量は、次の各号のいずれかの数値とする。</p>	<p>3 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。)は、<u>単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分(住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。)</u>の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。</p>
<p>一 <u>単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分(住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。)</u>の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>二 <u>単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>4 第二条第一項及び第二項の規定は、<u>前項第一号</u>の共用部分の設計一次エネルギー消費量について準用する。</p>	<p>4 第二条第一項及び第二項の規定は、<u>前項</u>の共用部分の設計一次エネルギー消費量について準用する。</p>

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準  
新旧対照表（一部抜粋）

新	旧
<p>I. 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準</p> <p>第2 住宅に係る判断の基準</p> <p>2-3 設計一次エネルギー消費量の算定方法</p> <p>住宅の設計一次エネルギー消費量は、単位住戸の設計一次エネルギー消費量については（1）に定める方法、共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量については（2）に定める方法によるものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量については、<u>次のイ又はロに掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。</u></p> <p><u>イ 基準一次エネルギー消費量について2-2（2）イに定める方法により算出した共同住宅等（1）により算出した各単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計に、第1の2-3により算出した共用部の設計一次エネルギー消費量を加算した数値</u></p> <p><u>ロ 基準一次エネルギー消費量について2-2（2）ロに定める方法により算出した共同住宅等（1）により算出した各単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値</u></p>	<p>I. 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準</p> <p>第2 住宅に係る判断の基準</p> <p>2-3 設計一次エネルギー消費量の算定方法</p> <p>住宅の設計一次エネルギー消費量は、単位住戸の設計一次エネルギー消費量については（1）に定める方法、共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量については（2）に定める方法によるものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量については、<u>（1）により算出した各単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計に、共用部の設計一次エネルギー消費量を加算するものとする。共用部の設計一次エネルギー消費量は、第1の2-3に定める方法を用いるものとする。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>